

第三者評価結果

事業所名：大和市立草柳保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
＜コメント＞ 園で作成している「草柳保育園からのお知らせ」、「保育のしおり」、「重要事項説明書」、ホームページに保育理念、基本方針、保育目標について記載しています。保育理念は子どもの人権を尊重し心身ともに健やか成長を育むことを目指すことを掲げ、子どもの主体性を大切にする保育に取り組んでいます。基本方針では職員が子どもの心身が豊かに育つための保育の実践、保護者への支援、地域育児センター事業への取組を掲げています。毎年4月の職員会議で、保育の理念、基本方針等の読み合わせを行い、職員への浸透に努めています。保護者に対しては「保育園のしおり」や園だよりなどの書面を配布し、入園説明会や年度初めに行う保護者懇談会で保育理念などを丁寧に説明し、園が取り組む保育について理解を得るよう努めています。	

2 経営状況の把握

（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
＜コメント＞ 大和市の社会福祉事業全体の動向や課題、施策については、市が毎年発行している「保健と福祉」や第二期大和市子ども・子育て支援事業計画「ハートンプラン」に掲載しています。市のほいく課と連携しながら、国や県の社会福祉事業の動向に応じた市の子育て施策の内容を把握し、公立保育園としての責務を果たすことができるよう努めています。「保健と福祉」には市の4つの公立保育園の地域育児センター事業における育児相談事業や交流事業、一時預かり事業などの実績値を掲載し、地域の動向や課題などを踏まえた上で事業を展開しています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
＜コメント＞ 毎年、市のほいく課が市の財政状況や保育事業などの現状を踏まえ、組織目標設定や予算編成を策定しています。市内にある4つの公立保育園の園長・副園長は、ほいく課とともに財政面の課題や組織目標における公立保育園の役割について情報共有しています。今年度の組織目標としてほいく課が掲げている保育園運営事業に関するもの、民間保育所等への指導、確認、監査、巡回に関するもの、医療的ケア児の受入れなどを職員会議で職員に説明していますが、周知が十分ではありません。今後は、職員が理解しやすいように伝えることが期待されます。	

3 事業計画の策定

（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
＜コメント＞ 大和市が策定した「健康都市やまと総合計画2019-2028年度」に基づき、部門計画として「第二期子ども・子育て支援事業計画ハートンプラン」を策定し、計画の基本理念として「子どもの健やかな成長を支え合うまち・やまと～地域と共に子育て・親育ち～」を掲げ、子育て支援に関する具体的な施策や数値等を示しています。地域の基幹園として、市内民間保育所等の保育の質の向上、地域の多様な保育ニーズに対応し、障害児保育の受入れ促進を図り、地域子育て支援の充実に取り組んでいます。	

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<コメント> 「第二期大和市こども・子育て支援事業計画ハートンプラン」に基づき、こども部・ほいく課では単年度事業計画として、組織目標を設定しています。公立保育園が担う具体的な目標として、市内認可外保育園施設等への巡回訪問、0歳児睡眠時の事故防止のための市内保育施設への訪問、障害児・医療的ケア児の積極的な受入れ、非定型的保育（保護者の労働状況などにより家庭での保育が困難となる児童を週3日を限度に受入れ）を実施しています。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> 保育事業の年度計画は職員会議で話し合い、職員から出た意見を反映して策定しています。子どもの思いや考え、発想などを活かせるような環境づくりに取り組み、心の安定を図り、人間の基礎となる自信や自己肯定感を育むことを目指しています。公立保育園として取り組んでいる「子ども・子育て支援事業」について各公立保育園の事業担当者の意見を集約して策定し、職員会議等において職員に周知していますが、事業計画は公立保育園としての事業が多岐に亘っているため、園の保育事業に関する要望などについて、行政の取組・進捗状況について職員に伝え、さらに情報共有を深めていくことが期待されます。	
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント> 園の保育への取組や地域育児センター事業については、保育園のしおり、懇談会資料、クラスだより等を通じて保護者に説明して理解が得られるよう努めています。行事については4月の懇談会で保護者に行事日程表を配布し説明しています。保護者参加行事については、おたよりを配布し参加を促しています。日常の保育や行事の様子についてはクラスだよりやドキュメンテーションを作成したり、ホームページに掲載し、保育内容の周知に努めています。大人主導の運動会などのイベントに代えて主体的な取組として「わくわくフェスティバル」、「やまとげんきっこアートフェスティバル」の製作を実践しており、さらに保護者に主体性を重んじた保育について理解を得ることが期待されます。	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	
<コメント> 毎月の職員会議、クラス会議等で各クラスの保育内容、子どもの育ちや園全体の課題について評価し、課題を次の保育計画に反映しています。各年度末に一年間の保育内容について、職員会議等で評価を行い、改善点などを次年度計画に引継ぎ、保育の質の向上に繋がっています。保育内容の充実を図るための保育プロジェクトチームを編成しており、運動遊びや絵画・造形などの実施状況を園長・副園長が定期的にチェックし評価しています。保育士の自己評価は年2回実施し、年度末に保育園の自己評価を実施しています。第三者評価については市のほいく課と連携しながら定期的に受審しています。		
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	
<コメント> 保育士の自己評価は年2回実施し、評価結果については職員会議等で話し合い、必要に応じて改善策を検討しています。園全体の自己評価に加え、各クラスの運営、給食会議やアートフェスティバルなど保育業務の運営に係る役割を分担している公立4園のチーム、保育内容の充実を目的とした運動遊びや絵画造形などの保育プロジェクトチームにおいて自己評価を実施し、自己評価内容や課題について記録に残しています。課題については職員会議で情報共有し、次年度の事業計画に反映して保育の質の向上に取り組んでいます。		

Ⅱ 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 園長として、行政機関としての公立保育園の責務・役割を担うべく市の施策や円滑な園の運営に取り組んでいます。園長の役割や責任については、市で策定している大和市保育園運営要領や事務分掌規則に定めています。事務分担表を作成し、園長の役割と責任を明示して、職員会議で職員に対して周知しています。保育所防災の手引きや草柳保育園マニュアルに有事の際の園長の役割と責任、不在時の権限委任について明文化しています。園長は、職員一人ひとりが自信を持って主体的に適切な保育に取り組むよう伝えています。	

【11】 Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 園長は、児童福祉法など保育に関する関係法令や市の関係する条例を理解し利害関係者と適正な関係を保持すると共に、市の倫理研修や行政に関する研修を受講し自己研鑽に努めています。職員は市の人財課が毎年実施している法令遵守や倫理の研修に参加し、遵守すべき法令等の知識を習得しています。環境負荷の低減を目指して、市では環境マネジメントシステム（EMS）への取組を行っており、園でも保育の中で子どもと共に、節電、節水、紙の再利用に取り組んでいます。	

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 園長はクラス会議、3歳未満児・幼児クラス会議、職員会議に参加しています。会議では、職員の意見を尊重しながら、保育の質の向上につながるよう職員と一緒に考え、保育内容の課題等について整理・把握し、職員が自発的に課題解決できるよう必要に応じて助言しています。人事評価や自己申告時の個人面談を通じて、保育業務に関する悩みや意見等を聞き、より良い保育の実践に繋がるよう取り組んでいます。「子どもの主体性を大切にする保育」を実践していくための園内研修の実施や職員のスキルアップやモチベーション向上を図るため、市の主催の講演会や外部研修に円滑に受講できるよう努めています。公立保育園として幅広い保育ニーズに応えていくために人員体制を補充していくことが望まれます。	

【13】 Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 市のほいく課や公立4保育園と連携し、人事・労務・財政状況を踏まえ、適切な人員配置を行い、行政機関の保育園として業務の実効性が高まるよう努めています。遅番などのシフトではタイトな運営となっており、職員の補充が望まれます。各種休暇制度等について職員に周知し、働きやすい環境整備に努めています。常により良い職員体制を副園長と共に考え、各クラスの保育事務や保育環境整備等の業務が効率よく運営できるよう努めています。園の組織体制は各クラス、各担当、各プロジェクトチームにリーダーを配置し、業務の円滑化、効率化を図っています。連絡帳など保護者とのやりとりは通信アプリを導入する予定です。ICT化を進めていくことで業務の円滑化・効率化していくことが期待されます。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b

＜コメント＞ 職員の採用については、市の関係部署が窓口となり、市の財政状況、組織目標などをもとに、保育士、管理栄養士等の採用を計画的かつ継続的に行い、基準に応じた人員を配置するように努めています。国の医療的ケア児の受入れに関する方針を踏まえ、看護師の配置や今後の採用計画を構築するなど体制の整備に努めています。職員の採用募集については職員募集のポスターの掲示、市のホームページへの掲載、採用募集パンフレットの作成・配布、ハローワークを通じた募集、潜在保育士の「保育士有資格職業体験」の受入れなどさまざまなチャンネルを活用し、保育士の人材確保に努めていますが、欠員が生じたときの人員の補充については時間を要しており、多様な保育ニーズに円滑に応えていくために、すみやかに人材確保していくことが望まれます。	
【15】Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
＜コメント＞ 園の保育理念・基本方針に基づく、「期待する職員像」について草柳保育園マニュアルに明示し、職員に周知を図っています。市の人事評価制度の評価項目に沿って、職員の業務実績、成果、意欲・姿勢、能力等について総合的に評価しています。人事評価では職員面談を実施し、職員の意見等について随時検討し業務改善を図ったり、貢献度の高い職員については処遇改善を実施し、職員のモチベーションの向上に繋げるよう努めています。	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
【16】Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
＜コメント＞ 職員の就業状況については、勤怠管理システムを通じて有給休暇取得状況、時間外勤務状況について把握しています。園長は安全衛生推進者として職員の心身の健康状態を把握に努め、必要に応じて職員との面談を実施して市の健康相談の利用や保健師との面談を勧めています。ワークライフ・バランスに配慮し、年休取得の推進、育児短時間制度、介護休暇、子の看護休暇、療休申請等を活用できるように取り組んでいます。職員の人員確保のため職員の多様な勤務形態を受け入れており、シフト面での人員体制がタイトになることもあります。欠員が生じた場合に、人員の速やかな確保ができる仕組み作りが期待されます。	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
【17】Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
＜コメント＞ 人事評価制度については、市の人事評価シートを用いて職員一人ひとりの目標を設定し管理しています。人事評価や自己申告時の個別面談は園長または副園長が実施し、職員とのコミュニケーションを図りながら職員の業務内容や目標設定等の確認を行っています。人事評価の振り返りは前期、後期の2回、副園長が個別面談を行い、目標の達成状況を確認し、評価内容について伝えています。園長が個別面談を行う場合もあります。職員が頑張って取り組んできたことや気になっていることについて話し合い、一緒に課題や要因について考え、職員に合った助言を行っています。業務へのモチベーションが更に向上する取組ができるのではないかと考えています。	
【18】Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
＜コメント＞ 職員の教育・研修については「大和市保育所職員研修計画」に沿って「草柳保育園研修計画」を策定し実施しているほか、職員の専門性の向上に繋がる外部の研修なども受講できるように計画しています。子どもの人権を尊重する保育の向上に向けて「保育所・認定こども園における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を全職員が実施しています。配慮や支援を要する子どもや家庭が多い中、職員間で連携しながら一人ひとりの子どもの人権を尊重し子どもの権利を守ることに努め、丁寧な保育の実践に取り組んでいます。	

【19】Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
＜コメント＞	
園長、副園長は日常業務を通じて各職員の知識やスキルを把握しています。職員一人ひとりのキャリアに応じた研修、保育内容のテーマ別の研修機会を設け、知識・技術水準に応じた内容を非正規職員も受講できるよう計画しています。ほいく課主催の講演会や副園長会の勉強会で外部講師（大学の教授など）を招いて研修を行い、ミドルリーダー育成の一環として職員も参加しています。採用職員については市の「新採用職員研修計画書」に基づき、新採用育成リーダー、サブリーダーを決め、職員の経験や習熟度に配慮しながらOJT研修を行っています。	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
【20】Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
＜コメント＞	
実習生等の保育に関わる専門職の研修についてはマニュアルを策定し実修生の受入れに関する基本姿勢を明文化しています。次世代の専門職育成の観点から、養成校の学生、子育て支援員、インターン等の実習生を積極的に受入れしています。実習については子どもとの関わり等の実践を大切にしながら、各養成校のプログラムと実習生本人の意向を反映し、実のある内容となるように努めています。副園長は実習生の指導総括を担当し、指導者の専門性を高めるため「保育所等実習指導研修」を受講しています。実習期間中には養成校の先生が来園し、実習の様子を見学し、実習生の評価、課題について連携を図っています。	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
＜コメント＞	
市の総合計画、予算・財政状況については市のホームページに、保育理念や基本方針等については園のホームページに掲載しています。園で取り組んでいる地域育児センター事業の内容については「草柳保育園のご案内」、「保育園のしおり」に掲載し、園の見学者や新入園児説明会で保護者に配布しています。第三者評価については定期的に受審し結果を保護者に公表しています。地域・市民に向けて「草柳保育園のご案内」や子育て支援の取組のチラシ等を園内、ほいく課の窓口に置いています。市の広報誌等を活用し、子育て支援事業について地域に情報発信しています。近隣の自治会に毎月「園だより」を配布し園の様子や活動状況について伝えています。	
【22】Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
＜コメント＞	
園は行政機関としての規律を重んじており、利害関係者と適正な関係の保持に努めています。市のほいく課との事務分担や全職員の職務分掌は文書化しており、職員にも周知しています。園の予算・支出状況については関係部署が管理しており、事務、経理、取引等については庁内の内部監査が定期的に受審しています。園の運営については定期的に県の監査を受けています。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
＜コメント＞	
地域に開かれた保育園として他の公立保育園と共に地域育児センター事業に取り組んでいます。事業内容については「草柳保育園のご案内」、「保育園のしおり」に掲載し保護者に周知しています。市の子育て施策や地域育児センター事業に関わる各団体の情報等について、保護者が社会資源として活用できるよう園の玄関に掲示し、チラシ等の資料を置いています。地域交流として、おはなし会の実施、近隣の園庭のない保育園との交流、小中高生との交流や地域のスポーツ選手との交流（スポーツ大好き！）を行い、地域との輪を広げています。	

【24】Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		a
＜コメント＞ ボランティアの受入れについては、「草柳保育園マニュアル」に定めています。ボランティアは「大和市地域育児センター事業要領」の世代間交流事業の一環として、地域の学校等と連携・協力して取り組んでいます。近隣中学校の職業体験や社会福祉協議会主催のサマースクール（中高生の保育体験）等を毎年積極的に受け入れています。学生ボランティアを実施する場合は、事前にオリエンテーションを行い、子どもとの関わり方や怪我をしないよう注意事項を伝えと共に、子どもや保護者に周知しています。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
＜コメント＞ 園では地域育児センター事業に取り組んでいます。民生委員が行っている子育てサロン情報等が記載された「子育てマップ」を作成し、関係機関に配布したり、ほいく課の窓口等に置いています。市の子育て支援に関する資料等を園内に置いて、必要に応じて保護者へ情報提供しています。公立保育園4園で定期的に地域子育て連絡会を開催し、民生委員や市の関係機関と共に子どもや地域の状況等について情報交換を行い、課題について関係機関と連携して解決するよう努めています。園内の要保護児童・保護者については情報を市の関係部署や児童相談所等と常に共有し連携を図るとともに総合的で丁寧な支援ができるよう努めています。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		a
＜コメント＞ 公立保育園として、地域育児センター事業として8つの事業（育児相談、子育て家庭交流、世代間交流（小・中・高生）、世代間交流（老人会等）、子育て支援地域訪問、食育普及、一時預かり、病児保育）に取り組んでいます。子育て支援地域訪問事業では、地域の公園に出向き相談業務を行ったり、地域の子育て向上のため、民生委員や地域の各団体との連携を図り、子育てサロンなどを支援し、支え合う地域づくりを応援しています。		
【27】Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		a
＜コメント＞ 子育て支援事業については、4つの公立保育園が話し合い、年度計画を策定しています。園開放、育児相談、市民向け育児講座、ほいく課主催のほめる子育て講座、0歳児クラスにおける睡眠時の安全チェックに使用している体動センサーを確認するための民間保育園への訪問、子育てサロンへの保育士派遣など行政機関として多岐に亘る取組を行い、地域のコミュニティを支援しています。防災については市の防災規程に則り、職員の非常配備名簿や防災の手引きなどを作成し、職員各自の役割を明確に定めています。		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> 年度初めの職員会議では、保育理念・基本方針などの内容を確認し、職員は子どもの人権尊重に対する意識を高めています。研修の一環として、全職員が「子どもの人権への配慮に関するチェックリスト」を用いて保育の振り返りを行い、チェックリストの実施結果をまとめて職員間で情報共有したり、勉強会などで活用しています。支援の必要な家庭については関係機関と密に連携を図り、子どもの人権擁護に尽力しています。外国籍の子どもについては生活習慣や文化の違いに配慮し、子ども同士が認め合えるような保育の実践に努めています。市の目標に沿って、障害をもつ子どもを積極的に受け入れ、インクルーシブ保育に取り組んでいます。保育士は性差への先入観を持たないように努めています。	
【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<コメント> 子どものプライバシー保護への配慮については大和市保育園運営要領や草柳保育園マニュアルなどに記載しています。年度初めの職員会議においてマニュアルの読み合わせを行い、プライバシー保護を周知徹底しています。具体的には、保育士は密室で子どもに個別対応しないことや男性保育士による女児への対応マニュアルを策定し実践しています。プライバシーを守る環境づくりにも取り組んでいます。乳児クラスではオムツ交換の場所に留意したり、幼児クラスでは着替え方法を伝えたり、排泄を失敗した時は衝立の中で着脱し、シャワー時には目隠しすることなどを徹底して、子どもの自尊心を傷つけることのないよう努めています。保育の中でも、絵本などを通して、自分の体や心を守る大切さについて子どもに伝えています。	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> 保育理念、基本方針を掲題している「大和市立草柳保育園のご案内」を園見学者に配布したり、ほいく課窓口に置いています。ホームページには園の様子が理解できるように保育内容、行事等の写真や子どもの園でのエピソードに加え、地域子育て支援事業の活動についても掲載し、情報発信しています。園見学については利用希望者の希望日時を聞いて、要望に沿うように日程を決定しています。見学者には園の保育内容について丁寧に説明し、園内施設や園庭を案内し、保育内容や園児の様子、園の雰囲気を感じてもらうよう対応しています。	
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> 毎年3月に入園説明会を実施し、保育園のしおり、重要事項説明書・同意書などの内容についてきめ細かく説明しています。持ち物については絵入りの資料のほか、実物や見本を準備し保護者にわかりやすく伝えるようにしています。同意書については個々の家庭の状況を把握し、保護者の意向を確認しながら提出を依頼しています。保育内容などの変更については、園内やクラスに掲示、園だよりへの掲載、保護者懇談会で説明し理解を得られるように努めています。年度末の保護者懇談会では、1年間の振り返りを行うと共に、進級にあたっての職員の体制や持ち物の変更などについて説明しています。特に配慮が必要な保護者についてあらかじめ対応する職員を担任間で決めて、保育内容について理解を深めてもらうよう丁寧な対応に努めています。	
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> 保育所の変更にあたり、保育に関しての引継ぎ文書は定めていませんが、大和市内の公立保育園に転園する時は、園児の様子等を口頭等で伝えています。保護者の意向を踏まえ、同意を得た場合は書面で引継ぎをおこなっています。今後は、保育の利用が終了した子どもや保護者に、文書で卒園後も見守っていることを伝える取組が期待されます。	

(3) 利用者満足の向上に努めている。	
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<コメント> 日々の子どもの様子を丁寧に観察し、職員間で都度振り返りを行いながら、子どもの満足感・達成感を把握に努めています。保護者へのアンケートは、保護者参加行事や保護者懇談会は開催ごとに、年度末には1年間の保育を振り返りについて実施しています。アンケートを通じて保護者の意向を把握して保育運営の改善に取り組んでいます。玄関に掲示していた保育の様子が見つらいとの意見があり、今年度からクラスごとに掲示するようにしています。保護者と個人面談を行い、保護者意向を汲み取りながら、満足度やニーズの把握に努めています。	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【判断した理由・特記事項等】 大和市立保育園における意見・要望等解決実施要領に基づき、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置した体制となっています。重要事項説明書にも明示し入園説明会や年度初めの懇談会において説明し周知しています。苦情については受付報告書に申出内容、調査内容および解決結果報告を記録し適切に保管しています。苦情を受け付けた場合は、園長を中心に複数の職員で検討し迅速に対応するよう努めています。職員会議等では内容や経過について情報共有し、保育内容の振り返りや質の向上に繋げています。	
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント> 重要事項説明書に意見・要望・苦情の受付体制について記載しており、担任以外に相談等できることを伝えています。園内に「ききみBOX」（意見受付箱）を設置したり、保護者に実施するアンケートは無記名として、自由に意見が述べやすいよう工夫しています。事務室で保護者から相談を受ける場合は、保護者が相談しやすいように衝立で仕切ったり、独立したスペースを確保しています。	
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント> 送迎時にはなるべく担任が保護者に対応するようにしていますが、他のクラスの担任も気兼ねなく話ができるよう穏やかで優しい雰囲気づくりに努めています。保護者から相談や意見を受けた際の記録や報告の手順については、リスクマネジメントや草柳保育園マニュアルに記載しています。保護者から相談や意見を受けた時は、速やかに園長・副園長に報告し、対応について園内で検討し、結果を保護者に迅速に提示できるように努めています。検討に時間を要する場合は、その理由や検討状況について園長・副園長から保護者に説明しています。保護者からの意見・苦情等は必ず職員会議などで周知し情報共有しています。「苦情は宝」と捉え、なぜ苦情に繋がったのかを振り返り、改善や保育の質の向上に努めています。	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> リスクマネジメントに関する検討、改定等は市内にある公立4園の園長を中心に大和市ほいく課と行っています。リスクマネジメントにおける最終責任者は園長です。草柳保育園マニュアルに、園内外での事故等に対する対応や責任、手順等を明記し、職員会議等で職員に周知しています。ヒヤリハット、事故報告書はクラスごとに作成し、職員会議で分析と対応策を検討し、再発防止に向けた取組を行っています。職員はAED取り扱い研修や救命救急研修等に参加し、職員会議等で全職員に周知しています。	

【38】Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 感染症対策の責任者は園長です。副園長を中心に各クラスで取り組んでいます。マニュアルを整備し、事務所で保管し、必要に応じて職員会議等で職員に周知しています。保健計画にも明記し、保育の中で取り組んでいます。感染症の予防策として、手洗い、うがいの励行や、園内の玩具や手すり等の消毒も定期的に行っています。手洗い後は手拭きタオルではなくペーパータオルを使用しています。感染症が発生した場合は、マニュアルに従い、感染拡大の防止や、保護者への情報提供を行っています。マニュアルは定期的に見直しています。	
【39】Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> 園では、大和市の災害時における職員の非常配備体制に準じて職員の体制を定め、園内の自衛消防組織表を作成し、職員に周知しています。園では公立保育園4園で作成した「保育所防災の手引き」に沿った対応をしています。月に1回避難消火訓練を行うほか、年1回保護者への引き渡し訓練を実施し、消防署職員の講演会実施など防災への啓発活動をしています。備蓄品は、副園長が管理者となり、市のほいく課と調整しながら、リストを管理しています。備蓄品は園児130人分を3日分で、アレルギー児に対応した食品も備蓄しています。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
【40】Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。		b
<コメント> 「草柳保育園マニュアル」を作成し、標準的な保育の実施方法を示し、園内研修で周知しています。マニュアルは各クラスで保管し、日常的に確認できるようにしています。標準的な保育の実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や人権擁護の姿勢を示していますが、プライバシー保護に関しては、個人情報や守秘義務に関する内容となっており、保育の現場で対応しているプライバシー保護について記載することが望まれます。日々の保育はデイリープログラムを作成し、保護者に周知するとともに、現場の職員の動きがわかるようにしています。新採用職員には3ヶ月間の研修を実施しています。		
【41】Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		a
<コメント> 保育の標準的な実施方法の検証や見直しについては文書で定めており、それに従い、日誌、月間指導計画等の振り返りを実施し、次の計画に繋げています。また各会議等でも、保育内容や子どもの成長について職員間で振り返り、課題を整理して見直しにつなげています。前期、後期、年度末には、クラス保育や保育内容チーム等の取組について検証、見直しを行います。課題に対しては職員会議等で検討し、次の指導計画に反映するようにしています。保護者懇談会や、アンケート、個人面談等で得た保護者の意見も計画に反映しています。		
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。		a
<コメント> 家庭からの提出書類や個人面談で、専用のアセスメントシートを用いて子どもの様子や保護者の意向を聞き取るなど、適切なアセスメントを実施しています。計画の策定には、クラス担任だけでなく、会議で検討し、園長、副園長が確認しています。保育実践の振り返りや評価は、年間指導計画、月間指導計画、週日案・日誌の様式内で行っています。支援困難ケースへの対応については園内でのケース検討のほか、定期的に関係機関と連携を図りながら協議し、適切な保育が提供できるように努めています。		

【43】Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		a
<コメント> 年間指導計画はクラス単位で期ごとに評価し、年度末には見直しを行っています。各クラスで見直した内容について乳児・幼児のリーダーが更に検討し、課題や変更点等について整理し、職員会議で周知しています。それを次年度の計画として実践しています。月間指導計画はクラス単位で月末に評価し、次月の計画に反映しています。計画に変更があった場合は赤字で追記し、職員間で共有できるようにしています。個別支援が必要な子どもの保護者には、毎月専用の用紙で意向を確認し、指導計画に反映しています。		
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
【44】Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		b
<コメント> 子どもの発達の様子は、毎月記録しています。個別指導計画や週案、日案・日誌等でも子どもの様子や職員の援助内容、そしてその評価・反省からは保育の実際を読み取ることができます。記録の書き方には、記入例があり、それを活用しています。子どもの情報は、各会議で共有するほか、毎日の連絡事項や子どもの状況についてはミーティングノートに記入し、確認したらチェックできるよう確認欄を設け、全職員に周知徹底しています。保護者から連絡帳アプリ導入の希望があります。ICT化の検討が期待されます。		
【45】Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。		a
<コメント> 大和市保有個人情報等取扱規程等に基づき、文書保管、保存、廃棄等の取扱いを定め対応しています。個人情報の管理、守秘義務についても細かい規定や対策を行い、職員はそれを遵守しています。記録の管理の責任者は園長です。カメラやパソコンを園外に持ち出す際は「持ち出し簿」を使用し、情報管理の徹底を図っています。USBの使用は禁止です。子どもの記録等個人が特定できる文書は鍵のかかるキャビネットにて保管しています。入園時に保護者に重要事項説明を配布し、個人情報の取り扱いについて説明し、同意書を得ています。		